

持続化給付金・申請相談会

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

5月1日から「持続化給付金」の申請受付が始まりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者」が対象になります。

相談日 2020年

5月28日(木) 10時~16時

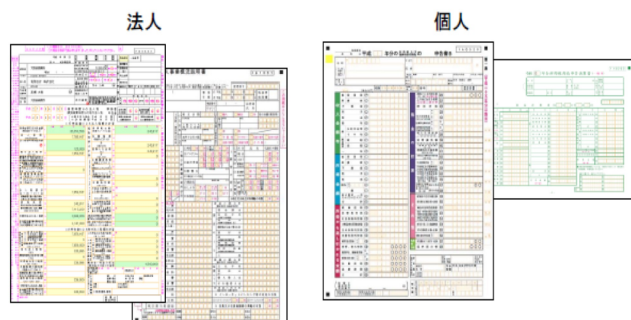
5月31日(日) 14時~16時

6月5日(金) 10時~16時

場所 厚木支部会館

申込方法 電話予約制

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え



※収受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し



③通帳写し



＜当日用意をしてもらうもの＞

①申請に必要な書類（申告書、売上台帳、通帳など）、②スマートフォン・タブレットなどをお持ちください（メールアドレスが必要）。③身分証明書（免許証、在留カードなど）。不明な点は、お問い合わせください。

新コロ困難を乗り越えよう。